

## 新潟市農業活性化研究センター公式Twitter運用方針

### 1 目的

新潟市農業活性化研究センター（以下、「当センター」といいます）は、本市の更なる農業振興を図るための様々な情報や魅力を発信するツールとしてTwitter（以下、ツイッター）を活用し、情報を迅速かつより多くの皆さまに提供することを目的としています。

### 2 アカウント名とURL

- (1) 表示名：新潟市農業活性化研究センター
- (2) アカウント名：@nogyoken\_niigata\_city
- (3) URL：[https://twitter.com/nogyoken\\_niigata\\_city](https://twitter.com/nogyoken_niigata_city)

### 3 運用管理者及び運用者

本アカウントの運用管理者は新潟市農業活性化研究センター所長とし、運用者は農業活性化研究センター職員とします。

### 4 掲載情報

当センターの栽培実証試験に関する情報や、当センターで開催する研修・セミナーに関する情報などを掲載します。

### 5 発信時間

本アカウントの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

### 6 利用方法

利用者は、本アカウントから投稿されたツイートを、閲覧、返信、リツイート、お気に入りボタンなど、自由に利用することができます。

### 7 禁止事項

本アカウントへの以下のような内容の投稿等は禁止します。投稿等が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく投稿等の一部または全部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人や企業、国、及び地域を誹謗中傷する内容
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- (3) 本センターを含む他者へのなりすまし、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容

- (5) 政治、宗教活動を目的とした内容
- (6) 本センターまたは第三者の知的財産権を侵害する、または侵害する恐れのある内容
- (7) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れのある内容
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (9) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害する内容
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (12) ツイッターの利用規約に反する内容
- (13) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

## 8 リプライ（返信）、リツイート及びフォローへの対応

本アカウントからのリプライ（返信）、リツイート、及びフォローは原則として行いません。ただし、新潟市の魅力情報の発信に関連する団体等のアカウント及びツイートについては、必要に応じてフォローやリツイートを行いますが、運用者による全ての投稿の閲覧を保証するものではありません。また、原則、リプライへは返信しません。

本市の施策や事業等に関するご意見、ご質問は各区ホームページ、新潟市役所コールセンター、区長への手紙等をご利用ください。

## 9 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、本センターまたは原作者に帰属します。また、本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。ただし、ツイッター上で、「リツイート」等の機能により掲載していただくことは差し支えありません。

## 10 免責事項

- (1) 当センターは、本アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等を保持するものではありません。
- (2) 当センターは、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 当センターは、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 当センターは、利用者による投稿等について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、当センターは本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害につ

いても、一切の責任を負いません。

(6) 当センターは、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

#### 11 個人情報の取り扱いについて

本アカウントでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、新潟市個人情報保護条例に従って適切に取り扱うものとしします。

#### 12 適用

この運用方針は、平成 29 年 10 月 18日から適用します。